

入札公告

下記のとおり共同企業体による一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び大田市財務規則（平成 17 年大田市規則第 44 号）第 92 条の規定に基づき公告する。また、当該工事は、以下の適用対象工事である。

- ・ 入札時積算数量活用方式
- ・ 週休 2 日工事（発注者指定型）
- ・ 資材価格高騰に対する特例措置対象工事

令和 8 年 7 月 15 日

大田市長 楫 野 弘 和

記

1. 入札に付する事項

本案件は電子入札の対象案件である。

工 事 名	都市公園整備事業 大田総合体育館空調整備外工事（機械設備）			
施工場所	大田市大田町地内			
完成期日	令和 9 年 3 月 31 日			
現場着手予定日	令和 8 年 9 月 28 日			
予定価格	¥266, 200, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）			
最低制限価格	設ける	支払条件	前 金 払	有
入札保証金	免除する		中間前金払	有（いずれかを選択）
契約保証金	設ける		部 分 払	
契約条項	内 容	大田市公共工事請負契約約款による		
	閲覧場所	総務部総務課横の閲覧所		
	閲覧期間	公告の日から入札日の前日まで（休日を除く）		
火災保険	請負代金の支払を受けようとするときは、下記項目による火災保険に加入し請求書に契約証書又は領収書を添えて提出すること。 ①保険金額は出来高以上とする。 ②契約期間は竣工期日より 45 日以上延長した期間。 契約者は受注者とし、受取人は市長とする。			
工事概要	機械設備工事一式			

2. 入札に参加する者に必要な資格(以下「競争参加資格」という。)

令和7・8年度大田市建設工事等入札参加資格者名簿に登載され、次に掲げる要件を満たしている者により構成される特別共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

登録工事種別	管工事業
共同企業体 要件	1. 共同企業体の結成 ①<u>共同企業体の構成員数は2業者</u>とする。 ②結成方式は、自主結成とする。 ③<u>出資比率の最小限度は30%以上</u>とする。ただし、代表構成員は、構成員中最大の施工能力を持ち、出資比率は構成員中最大であること。 ④当該建設工事の請負契約の履行後12月を経過するまで存続するものであること。 ⑤建設工事についてかし担保責任がある場合には、期間満了後においても、各構成員が連帯してその責めを負うものであること。 ⑥原則として、各構成員が対等の立場で一体となって施工する運営形態であること。 2. 共同企業体の代表者の要件 ①建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）に規定する<u>本社(本店)または営業所(支店)を大田市内</u>に有すること。 ②管工事業について、建設業法第3条第1項の許可を有して5年以上営業しており、建設業法15条に基づく管工事業に係る特定建設業の許可を有していること。 ③経営事項審査結果通知書で、<u>総合評定値（直近のもの）の管工事の数値が900点以上</u>であること。 ④<u>元請又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上）として、平成23年度以降（入札公告日の前日までに竣工（検査合格）したものに限る。）に完了した工事を対象とし、1契約で請負金額が1億5千万円以上の非住宅建築物に係る管工事の施工実績を有するものであること。なお、建築一式工事で受注した工事に含まれる管工事の実績は除く。</u>当該工事实績の発注者は、公共・民間を問わない。 3. 共同企業体のその他構成員の要件 ①建設業法に規定する<u>本社（本店）または営業所（支店）を大田市内</u>に有すること。 ②管工事業について、建設業法第3条第1項の許可を有して5年以上営業していること。 ③<u>施工実績は問わない。</u>
配置技術者	1. 共同企業体の代表者においては、<u>1級管工事施工管理技士、建設業法第15条の2号イに掲げる者と同等以上の能力がある者として国土交通大臣が認定した者のいずれかを監理技術者として専任で配置</u>できること。 また共同企業体の<u>その他の構成員</u>においては、<u>1級管工事施工管理技士、建設業法第15条の2号イに掲げる者と同等以上の能力がある者として国土交通大臣が認定した者のいずれかを主任技術者として専任で配置</u>できること。

	なお、配置する技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（本件工事の競争参加資格申請日以前に3ヶ月以上）にあること。 2. 配置技術者は、契約日時点で配置できる技術者とする。なお、競争参加資格確認申請書を提出する時に他の工事に主任技術者等を専任で配置する可能性のある等の理由により、配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者（2名まで）を提出することができる。 3. 競争参加資格確認申請書を提出する時において他工事に従事中である技術者については、契約の締結後から現場着手予定日までの間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）に、確実に現場専任の主任技術者等として配置可能である場合に限り資格確認資料を提出することができるものとする。 また、他工事の契約上の工期の終期が現場着手予定日の翌日以降の場合、現場着手予定日以前に配置を外れることについて、他工事の発注者から承諾を得たことが分かる書類を添付すれば申請できるものとする。 なお、虚偽の資料等を提出した場合は、指名停止措置の対象となる場合がある。 4. 複数の工事に同一の技術者を配置技術者として届出することは可能であるが、先に開札がされ落札者となった工事が専任を要する工事であった場合、その後に開札が行われた入札については無効として取り扱う。なお、他の工事で落札者となったため、技術者を配置できなくなった場合は、速やかに連絡すること。 5. 競争参加資格確認申請時に提出した配置技術者について、工期途中での交代は死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合（出産、育児、介護等の真にやむを得ない場合を含む。）のほか次の場合等（工事の規模の大小にかかわらず一つの契約工期が多年に及ぶ工事を含む。）以外は認めない。 ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 ② 橋梁、ポンプ、ゲート等工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点 ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合 ただし、いずれの場合であっても、発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任技術者又は監理技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合に限る。 なお、落札後において、配置予定技術者の専任配置ができないことが明らかになったときは、契約前であれば、契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。 6. 本件工事の落札者が調査基準価格を下回る入札を行った者に該当する場合は、当該技術者が現場代理人を兼務することを認めない。 7. 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
--	--

工事費内訳書の提出	1. 入札書の提出に併せて、工事費内訳書を提出すること。設計図書の「工事内訳書」本工事費の項目のうち「中科目別内訳」の科目名称のそれぞれの項目について金額（1式＝合計額）を記載。 2. 工事費内訳書の提出のない者や、作成基準を満たさない工事費内訳書を提出した者がした入札は無効となる場合がある。 大田市ホームページ https://www.city.oda.lg.jp/ohda_city/city_organization/25/35/241/nyusatu-seido/17246 「工事費内訳書提出について」及び「工事内訳書作成要領」を参照のこと。
その他	1. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと 2. 公告の日から申請書提出期限の日までの間に、大田市建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等にかかる措置要綱（平成 17 年大田市告示第 13 号）の規定による指名停止を受けていないこと 3. 大田市における市税等の未納の徴収金がないこと 4. 次の各号のいずれにも該当しないこと ア) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てがなされている者 イ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者 ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続の申立てがなされている者 エ) 役員等（個人、若しくは法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者 オ) 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者 カ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者 キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者 ク) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 5. 入札に参加しようとする者の間に以下の資本関係又は人的関係がないこと（同一入札に参加する複数の者が以下の関係に該当する場合には、無効の入札とする） ア) 資本関係：以下のいずれかに該当する二者の場合 ただし子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社であると認められる場合は除く ・ 親会社と子会社の関係にある場合 ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 イ) 人的関係：以下のいずれかに該当する二者の場合

	ただし会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社であると認められる場合は除く ・ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合 ・ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ウ) その他上記ア)、イ) と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合
--	--

3. 電子調達システムの利用

本件工事に係る次の入札手続きについては、「大田市電子入札運用基準（平成 26 年 10 月）」により、電子調達システムにより行うものとする。なお、電子調達システムの稼働時間は、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く 9：00 から 17：00 までのため、注意すること。

また、電子入札によりがたい者は、大田市電子入札運用基準（平成 26 年 10 月）第 7 条で規定する紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。

4. 競争参加申し込みおよび資格の確認等の手続き

(1) 提出書類

入札参加を希望する者は、電子調達システムにより、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

期限までに申請書等を提出しない者は、本件工事の入札に参加することが出来ない。

なお、申請書等は原則 PDF 形式とし、ファイル名の一部に会社名（略称可）をいれること。

また、⑨の代表者個人分（共有分を含む）については、押印のうえ、印影のあるものを PDF 形式とすること。PDF 化が困難な場合は、別途本書を提出すること。

- ① 競争参加資格確認申請書
- ② 特別共同企業体入札参加資格審査申請書
- ③ 特別共同企業体協定書（副本）
- ④ 委任状
- ⑤ 同種・類似工事の施工実績調書およびそれを証する書類
- ⑥ 配置予定技術者調書（構成員毎に提出）

（公告に定める雇用関係が確認できる次に掲げるいずれかの証明書を添付すること。）

- ・ 所属会社の雇用証明書（大田市ホームページ参考様式掲載）
- ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（**事業主通知用**）及び**監理技術者資格者証等の国家資格証明書等の写し**

- ⑦ 申請書提出時の経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し（構成員毎に提出）
- ⑧ 業態調書（構成員毎に提出）
- ⑨ 大田市税等収納状況確認承諾書（構成員毎に提出。法人分及び代表者個人分（共有分を含む）について必要）

ただし、代表者個人分については、法人代表者が県外在住の場合のみ、大田市税等が賦課のない申出書（代表者個人用）も可。

(2) 申請書等提出期間

申請書等 提出期間	令和8年7月16日（木）9：00 から令和8年7月30日（木）16：00まで （土、日、祝日を除く）
--------------	---

提出期限以降の訂正、差し替えは、軽易な誤記の修正等を除き認めない。

(3) 競争参加資格の様式の入手方法

必要な様式は入札情報サービス（P P I）からダウンロードすること。

(4) 審査及び通知

競争参加資格の確認審査後は、提出期間最終日の翌日から起算して5日（休日を除く）以内に、その結果を競争参加確認通知書により通知するものとする。

(5) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、通知をうけた翌日から7日以内（休日を除く）に書面で理由の説明を求めることができる。説明を求めた者に対しては、書面を受け取った日の翌日から5日以内（同）に回答する。

5. 設計図書等の閲覧

閲覧期間	公告の日から開札日の前日まで
閲覧場所	入札情報サービス（P P I）に掲載する。

6. 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出すること。なお、入札時積算数量書に記載されている項目、数量等は質疑の対象としない。

提出期限	令和8年8月24日（月）17：00必着
回 答	令和8年8月26日（水）までに入札情報サービス（P P I）に掲載する

7. 現場説明会

行わない。

8. 入札方法等

入札に参加する者は、電子調達システムにより入札書を次に掲げる方法等により提出すること。

(1) 入札書提出期間

提出期間	令和8年8月31日（月）9：00 から 令和8年9月1日（火）15：00まで
------	--

(2) 一度提出された入札書の書換え、引替えまたは撤回は認めない。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 再度入札は1回とする。ただし、入札を執行する前に予定価格を公表する場合は、再度の入札は行わない。再度入札を行う場合は、電子調達システムから再度入札通知書を発行する。

なお、最低制限価格を設定する入札における第1回目の開札について、最低制限価格を下回る入札を行った者は、再度入札に参加できない。

（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により、入札が不調の場合は随意契約することがある。）

(5) 入札者が1者であった場合も入札は成立するものとする。

9. 入札の辞退

- (1) 競争参加資格確認申請後、事情により入札に参加できない場合は、入札を辞退することを認める。ただし、入札書を提出した後は辞退できない。
- (2) 入札辞退者は電子調達システムにより入札書提出期間に手続きを行うこと。

10. 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格の無い者の入札
- (2) 工事費内訳書を提出しない者がした入札
- (3) 次に掲げるものに該当する工事費内訳書を提出した者がした入札
 - (ア) 商号又は名称・代表者名・工事名が正しく記載されていない
 - (イ) 内容が未記入など不備がある（内訳が判らないものを含む）
 - (ウ) 工事費内訳書の合計金額と入札書の金額が一致しない
 - (エ) 値引き表示がある
 - (オ) タテヨコ計算に違算がある
 - (カ) 入札者の押印がない（紙入札の場合）
 - (キ) その他作成基準を満たさないもの
- (4) 虚偽の申請をした者の入札
- (5) 入札に関する条件に違反した入札
- (6) 明らかに不正によると認められる入札
- (7) 入札執行日までの間に、大田市から指名停止を受けた者の入札
- (8) その他入札の時点において競争参加資格のない者のした入札等、通常の入札において無効としている入札
- (9) 紙入札の場合は、前各号のほか、次に掲げるものに該当する入札書を提出した者がした入札
 - (ア) 金額の記入のない入札書
 - (イ) 金額を訂正した入札書
 - (ウ) 記名または押印を欠く入札書
 - (エ) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (10) 予定価格より高い金額での入札（入札を執行する前に予定価格を公表する場合）

11. 失格について

次の入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を下回る価格を入札した者
- (2) 入札書の提出期日までに入札書又は辞退届を提出しなかった者

12. 開札(入札執行)等に関する事項

以下の日時に行い、入札状況（保留等の状況）及び落札結果は電子調達システムにより競争参加者全員に通知するとともに、落札結果は入札情報サービス（P P I）に掲載する。

日 時	令和8年9月2日（水）9：00～
開札場所	大田市役所 総務課執務室
立会人に関する事項	紙入札により代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。 なお、入札者以外の立会は認めない。

13.落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の金額で応札をした者を対象として、落札予定者から入札価格の低い順に落札者とする。
ただし、最低制限価格を設定する場合、最低制限価格を下回る入札は失格とする。
なお、同じ最低価格をもって入札した者が2人以上ある場合は、くじ（電子くじを含む。）により順位をつける。
- (2) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して2日（休日を除く）以内に行うものとする。

14.契約の締結

- (1) 契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年大田市条例第50号）第2条の規定に基づき議決を要するので、落札決定の日から7日以内に建設工事請負契約書により仮契約を締結する。この仮契約は、大田市議会の議決を得ると何ら手続きをすることなく本契約となるものとする。
- (2) 大田市議会の議決が得られなかったとき、あるいは本契約締結までの間に請負者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないこととし、その際に請負者の被った損害について、大田市は何ら責任を負うものではない。

15.その他

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (2) 落札者は、資料に記載した配置予定技術者を本件工事の現場に配置しなければならない。
- (3) 入札書等の作成、提出に要する一切の費用は入札者の負担とする。

16.問合せ先

発注担当部局 建設部建築営繕課 電話番号 0854-83-8207
入札担当部局 総務部総務課 電話番号 0854-83-8020